

障害者虐待防止法をご存知ですか？

通報 問 福祉課福祉係 ①番窓口 Tel 64-1120

障害者虐待防止法は、虐待によって障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐための法律です。

《虐待とは》

- ①養護者（家族、同居人、身近の世話をしている親族や知人など）
- ②障害者福祉施設従事者（障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働く職員）
- ③使用者（障がいのある人を雇っている事業主など）が、障がいのある人に対して次のいずれかに該当する行為を行うことです。

身体的虐待	障がいのある人の体に暴力を加えること。 また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
性的虐待	障がいのある人に無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。
心理的虐待	障がいのある人を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。
放棄・放任（ネグレクト）	食事や入浴、洗濯、排泄などの世話をせず、障がいのある人の心身を衰弱させること。
経済的虐待	同意なく障がいのある人の財産や年金、賃金などを使うこと。 また正当な理由なくお金を与えないこと。

この法律では、虐待に気づいた人の通報義務が定められています。匿名での通報も可能で、通報した人を特定する情報は慎重に扱われ、外部に漏れることはありません。

“虐待かもしれない”と思ったらすぐに通報してください！

湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例に基づく 模範事業者を募集します

問 申 福祉課福祉係 ①番窓口 Tel 64-1120

平成30年4月1日に「湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例」が施行され、誰もが住みやすいまちづくりを進めています。

障がいを理由とする差別の解消の普及・啓発に取り組んでいる事業者を表彰するため、模範的な事業者を募集します。

●対象事業者 湯浅町に事業所があり、障がいを理由とする差別をなくすための活動に積極的に取り組んでいる事業者

●応募例

- ・段差を解消しスロープに改装した
- ・障がいのある人を積極的に雇用している
- ・代筆や車いすの対応など職員研修を実施している
- ・来店できない人のために配達や送迎を行っている 等

●応募方法

自薦、他薦を問いません。上記までご連絡をお願いします。

●応募締切 2月29日Ⓟ